

## 脱炭素社会の実現に向けた建築物における奈良県産材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、一般社団法人 奈良県建築士会（以下「甲」という。）と奈良県（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた建築物における奈良県産材利用促進協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 1. 目的

本協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、甲の「建築物木材利用促進構想」（以下「構想」という。）に基づく取組を推進し、その構想の達成に寄与することを目的とする。

### 2. 構想の内容

木造建築物の設計・施工に係る人材育成及び奈良県産材を活用した木造建築物の普及啓発を行うことにより、木材による炭素の貯蔵を促進し、脱炭素社会の実現を図るとともに、歴史的建造物が多数存在する奈良県における風土・景観及び建築技術における「木の文化」の継承に貢献するものとする。

### 3. 構想の達成に向けた取組の内容

- （1）甲は、木造建築物に関する設計セミナーの開催等を通じて、設計・施工に係る技術者の育成に取り組む。
- （2）甲は、県産材を使用した木造住宅・非住宅建築物の供給に努める。
- （3）甲は、木材利用の意義やメリットの情報発信を行い、木造建築物の普及啓発に取り組むとともに、乙が推進する建築物の木造・木質化に関する取組に協力する。

### 4. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、技術的助言、活用可能な補助事業等の情報提供、定期的な意見交換を行うほか、本協定に基づく甲の取組を積極的に広報する。

### 5. 構想の対象区域

構想の対象区域は、奈良県全域とする。

### 6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和12年3月31日までとする。

### 7. その他

#### （1）実施状況の報告

- ① 甲は、年度毎に取組実施状況を取りまとめ、毎年4月末日までに乙に提出するものとする。
- ② 甲は、協定期間が終了した場合は、協定期間全体に係る取組実績報告書を作成し、協定期間終了後1か月以内に、乙に提出するものとする。

#### （2）協定の変更及び協議

- ① 甲は、協定内容を変更する必要がある場合は、乙に協議するものとする。
- ② 乙は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。ただし、関係する国又は地方公共団体がある場合は、別途調整の上決定するものとする。
- ③ 乙は、前項の規定により判断した結果を甲に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

#### （3）協定の解除

- ① 甲及び乙は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合は、協定の解除を申出ることができるものとする。
- ② 前項による申出が行われた場合は、乙と協定締結者間で協議の上、協定を解除するものとする。
- ③ 乙は、甲が法令に違反した場合、または第2に定める要件を満たさない等協定締結者として適当でないと認められる場合は、協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和8年3月9日

甲 奈良県奈良市大宮町2-5-7  
一般社団法人 奈良県建築士会

会長

中尾七隆

乙 奈良県奈良市登大路30  
奈良県

奈良県知事

山下真